

研究主題

児童生徒の大切な命や心を守り、安全・安心に生活できる学校を目指して
～研修・訓練等の状況から、学校安全に関する取組の実効性を高める調査研究～

福祉安全委員会

1 はじめに

今日の学校安全に関する一つの方針として、文部科学省は「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、「さまざまな計画やマニュアルが整備されつつも、必ずしも実効的な取組に結びついていないこと」「地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること」などを課題として示している。そして、今後の方向性として「学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める」「実践的・実効的な安全教育を推進する」「学校安全に関する意識の向上を図る」などを示している。

こうした国の動向を鑑み、本委員会では、昨年度から本年度の2年間の計画で、学校安全の4領域（災害安全・生活安全・交通安全・新たな危機事象）に関する各校の研修、訓練、安全教育に焦点を当て、調査研究活動に取り組んだ。

2 調査対象（令和5年12月調査）

県内小学校 100校（尾張地区 46、三河地区 54）

県内中学校 50校（尾張地区 29、三河地区 21）

3 調査内容

<避難訓練について 20問>

- ・災害避難訓練、不審者対応訓練
- ・参考となる取組や効果的な取組例
- ・次年度以降の改善
- ・校内危機管理マニュアルに関する設問

<教職員研修について 13問>

- ・災害安全研修、不審者対応研修、生活安全研修
- ・参考となる取組や効果的な取組例
- ・次年度以降の改善

<安全教育について 24問>

- ・災害安全教育、生活安全教育、交通安全教育、新たな危機事象
- ・参考となる取組や効果的な取組例
- ・学校安全計画に関する設問
- ・次年度以降の改善

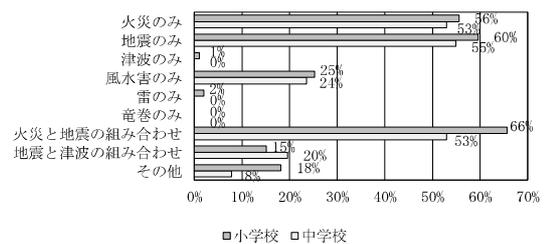
4 調査結果と考察

以下は令和6年11月発行「福祉安全委員会調査研究報告書」の全設問57からの抜粋である。

1 避難訓練

(1) 災害安全について

【設問1】どのような避難訓練（学校教育活動として計画したもの）を行っているかお答えください。（複数回答可）



※ ・土砂災害訓練 ・雨量規制時の下校訓練

・洪水対応訓練 ・暴風警報発令時訓練

・火災と地震と津波を組み合わせた訓練

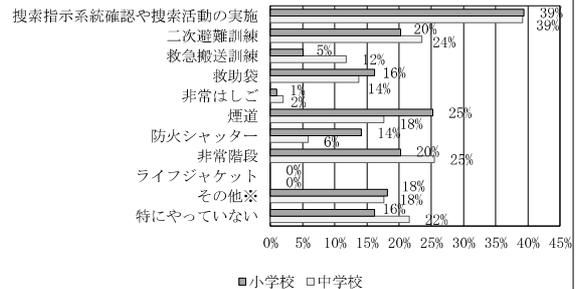
・土砂災害と火災を組み合わせた訓練

・大地震で学校のすぐ上にある池が決壊した場合を想定した訓練

・バギー型車椅子を使用している児童のみを対象とした訓練

【考察】火災・地震を想定した避難訓練が大半だが、土砂災害や津波など地域の特性に応じた想定で実施されている。地域の災害リスクや児童生徒の実態に基づいた実効性を高める避難訓練を継続的に実施することが大切である。

【設問4】避難訓練のときに、実効性を伴わせるために工夫して行っていることお答えください。（複数回答可）



※ ・水消火器による消火訓練 ・外国語による危機説明や避難指示

・トランシーバーの活用 ・通行不可区間の設置

・特別教室からの避難経路の確認 ・火災報知器の稼働

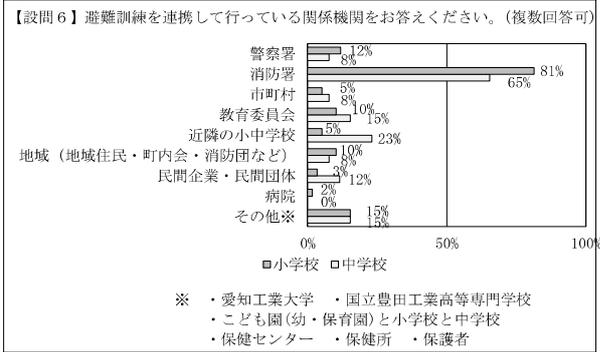
・告知なしでの避難訓練 ・防災頭巾の着用

・津波避難タワーへの避難 ・児童生徒の119番への通報訓練

・車椅子等を使用している児童生徒に合わせた避難訓練

【考察】「外国語による危機説明や避難指示」「車椅子の児童生徒に合わせた避難訓練」など、各学校の実態に応じて工夫した取組が多くみられる。緊急事態の発生時に必要となるさまざまな対応を想定した訓練を実施し、実効性を高めていくことが大切である。

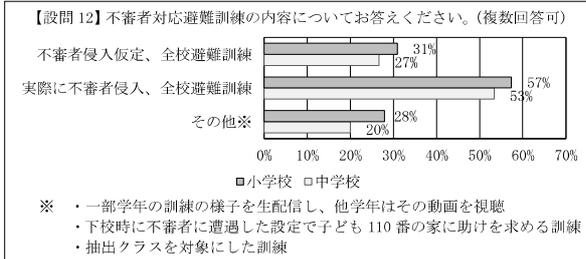
設問6は連携していると回答した学校の中での割合



【考察】関係機関との連携は、小中学校ともに約半数程度にとどまっている。連携を図っている学校は、専門的な知見による指導・助言や講話を通して、実効性や教職員の危機管理意識を高めたり、災害時の適切な行動を学んだりしている。さらに、消防署に加えて、警察署、地域、近隣の小中学校やこども園等と連携して訓練を行い、実効性を高めていく必要がある。

(2) 生活安全について

設問12は不審者訓練を行っている学校の中での割合



【考察】児童生徒の安全確保のため、小中学校ともに積極的な取組が望まれる。実施している学校では、不審者役(警察・職員等)が校内に侵入し、複数の職員が不審者に対応(ロールプレイング)しながら、全校児童生徒が避難する訓練が多い。場面や想定を限定した学校独自の訓練もあり、より実際の発生状況に近づけて訓練することで実効性を高めることができる。

【設問16】生活安全の訓練に対する参考となる取組や効果が得られた取組例についてお書きください。

- 警察との連携
 - ・さすまたの具体的な使用方法や防犯スプレーの効果等についてのレクチャー
 - ・小学生でも対応できる護身術
 - ・実際に警察官に不審者役になってもらったの不審者対応訓練
 - ・大声を出すなどの体験を通じた訓練
 - ・訓練の指導・評価 ・バリエーションの作り方
- 校内での工夫
 - ・ロールプレイにて実際の動きの確認
 - ・危機管理マニュアルの作成と見直し
 - ・タブレットで不審者の行動を教室にライブ放映
 - ・校内での不審者対応訓練と下校時の不審者遭遇時訓練を隔年で実施
 - ・児童には避難訓練の有無を知らせず、不審者の侵入を隠語を使って放送で知らせる不審者対応訓練

- ・不審者が侵入する教室を設定して、不審者対応の教師と児童の動きの確認
- ・不審者の移動中は教室内にバリエーションを築き、不審者を留まらせた後は一番遠いところに静かに避難
- ・配備されたトランシーバーで、移動する不審者に対応する現場職員と各階の担当者、及び職員室で状況の連絡を取り合う訓練
- ・不審者対応時の様子をビデオ撮影し、振り返りの際に活用
- ・低学年の登下校訓練

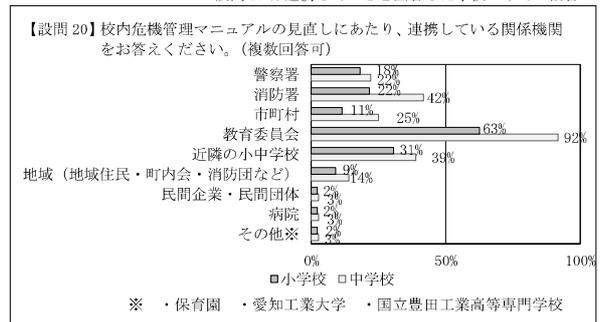
【設問17】避難訓練について、次年度以降、改善していきたいことがありましたらお書きください。

- ・教師主導の訓練ではなく、「自他の命を守る行動」を自分で考え・判断できるような訓練
- ・小中合同の引き渡し下校訓練を避難訓練と連動させていくこと
- ・学区中学生が小学生を先導して下校する合同訓練
- ・教師主導の訓練ではなく、「自他の命を守る行動」を自分で考え・判断できるような訓練
- ・小中合同の引き渡し下校訓練を避難訓練と連動させていくこと
- ・学区中学生が小学生を先導して下校する合同訓練
- ・保育園との合同の避難訓練
- ・学校運営協議会(コミュニティスクール)とともに行う地域連携型の訓練
- ・令和5年6月の大雨災害を教訓にした自家用車での引き渡し訓練
- ・現在全学年対象の引き渡し下校訓練を、次年度から1年生の入学式の日に実施
- ・余震が何度もあることを想定し、一日に複数回の訓練
- ・下校時や雨天時に災害が起こったときの訓練
- ・身の回りのものを使った簡易手当てなどの初期対応
- ・風水害や竜巻に関する訓練
- ・津波避難後の引き渡しの判断をマニュアルに入れること
- ・垂直避難訓練
- ・大阪教育大学附属池田小学校のような実際の職員室の対応を児童に放映でみせる訓練
- ・地域の防災訓練への積極的参加
- ・不審者対応訓練で、バリエーションをつくらせたり、児童を避難させたりする訓練

【考察】予告なしの避難訓練や幼保小中連携の引き渡し訓練など、児童生徒が自ら判断し行動できる力の育成や、地域・学校の実態に即した訓練、実際の災害発生時を想定した訓練に取り組んでいく必要がある。特に自然災害については、実効性をより高めるために学校単独でなく地域などと連携して取り組むことが大切である。

(3) 校内危機管理マニュアルについて

設問20は連携していると回答した学校の中での割合



【考察】多くの学校が警察署や消防署、教育委員会や近隣小中学校と連携を図りながら見直しを進めている。一方で3割弱の学校が校内のみの見直しにとどまっている。より実効性を高めるために、校内だけでなく、いざというときに役立つように、より専門的な知見を取り入れたマニュアルの見直しが必要である。

2 教職員研修について

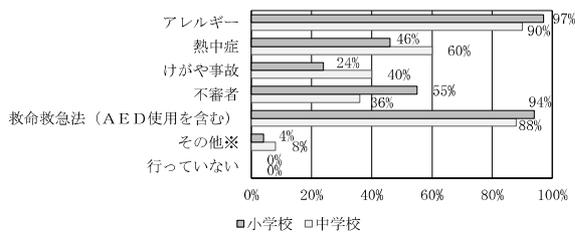
(1) 災害安全について

【設問 26】災害安全の研修に対する参考となる取組や効果が得られた取組例についてお書きください。

- 消防設備関係
 - ・火災報知器、消火器、防火扉、降下用救助袋の使用法や活用研修
 - ・消火、通報、緊急放送機器の操作、動作確認研修
 - ・煙道や起震車の体験研修
- AED活用研修
- 風水害
 - ・児童の引き渡し方法の研修 ・簡易雨量計の作成と雨量測定の研修
 - ・ハザードマップや地域代表の方から風水害時のさまざまな情報を得て、想定浸水深や安否確認場所を確認する研修
- 避難所
 - ・地域の避難場所が集まってから、指定避難所である学校に地域住民と一緒に集まり、避難所となる校舎内へ入る動き方の確認
 - ・災害用トイレや災害用ベッドなどの設置方法などの伝達研修
 - ・地域の防災会議に防災担当教員が参加する研修 ・避難所運営ゲーム (HUG) の研修
- その他
 - ・他地区で実際に起きた事例を基に、災害発生時に本校ならどう動くべきかを確認する研修
 - ・雨天時を想定しての研修

(2) 生活安全について

【設問 27】どのような内容の研修を行っているかお答えください。(複数回答可)



- ※ ・嘔吐物処理研修 ・てんかん発作シミュレーション研修
 ・水泳指導、マラソン大会、駆け足に向けての管理体制の研修
 ・ゲートキーパー研修

【考察】生活安全の研修は、全ての小中学校で実施され、さまざまな内容が取り上げられている。特に近年課題になっている熱中症、アレルギー対応など命に関わる研修や、児童生徒の変化や様子に気付き、声をかけるといったゲートキーパーの役割や大切さを学ぶ研修は、毎年適切な時期に繰り返し実施することが必要である。

【設問 31】生活安全の研修に対する参考となる取組や効果が得られた取組例についてお書きください。

- アレルギー等に関する研修
 - ・エビベン練習を含むシミュレーション研修
 - ・病院からの注意書きを基に、対象児童生徒の保護者も同席してのシミュレーション研修
 - ・体育館、運動場や教室など、アレルギーや事故が起きる場所を設定した救急車要請研修
 - ・中学校区で合同の研修
- 熱中症に対する取組
 - ・シミュレーション研修および市による e-ラーニングによる研修
- 不審者対応に関する取組
 - ・大阪教育大学附属池田小学校の不審者対応訓練を参考にした研修
- AED、心肺蘇生等に関する取組
 - ・救命救急法、心肺蘇生法、AEDのシミュレーション研修
 - ・プールでの事故対応のシミュレーション、救命救急研修
- その他
 - ・アクションカードを使ってのシミュレーション研修
 - ・救命救急士による着衣泳の講習
 - ・発生場所を暗号化することで、児童生徒に分からないような職員招集と指示系統を見直す研修
 - ・てんかん発作シミュレーション研修
 - ・危機管理マニュアルの定期的な見直しとその周知をする研修
 - ・中学校が消防署と連携しての研修及びDVD作成
 - ・研修に参加した教職員による伝達講習
 - ・地域との合同研修 ・小学校と合同での防犯研修

【設問 33】次年度以降、改善していきたい研修がありましたらお書きください。

- ゲートキーパー等に関する研修
- 引き渡し等に関する研修
- 防犯等に関する研修
- 熱中症等に関する研修
- 具体的な場面を設定したアレルギー等に関する研修
- 消防署等と連携した救命救急に関する研修
- 災害安全等に関する研修
 - ・荒天時 (雨・雷) や気象変動に対応する研修
 - ・河川氾濫の高所への垂直移動の研修
 - ・津波避難タワーでの研修
 - ・豪雨災害に対する研修
 - ・防災危機管理課による水害対策研修
 - ・防災倉庫の物品の使用の研修
- 不審者等に関する研修
 - ・休み時間や清掃時間に行うなど、時間や場面を工夫した研修
 - ・専門家を講師に招いた研修
- その他の研修
 - ・関係諸機関と連携し、教職員の危機管理意識と能力を高める研修
 - ・地域や社会的実情に即した研修
 - ・校内の危険箇所の確認や校内のハザードマップづくり研修
 - ・避難所開設時の教職員としての対応研修

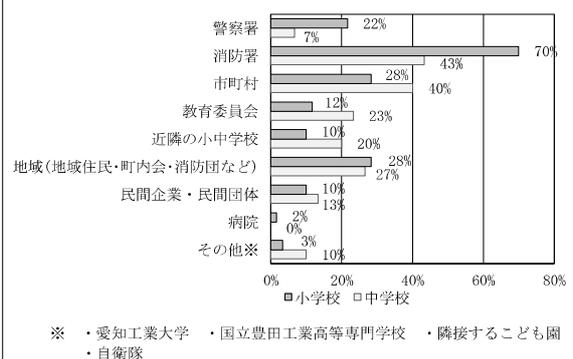
【考察】近年頻繁に発生する大雨や河川の氾濫、ゲリラ雷雨など、気象の急変や想定外の事態に対応できるように、各学校が研修を改善しようと考えている。特に、消防署や市町村の防災担当課と連携したり、ハザードマップを作成したりするなど、体験的活動を取り入れた研修、具体的な場面を想定した教職員の動きを確認する研修などは効果的である。また、ゲートキーパー等に関する研修は、自殺予防教育の充実を図る上で、実施したい研修である。

3 安全教育について

(1) 災害安全について

設問 36 は連携していると回答した学校の中での割合

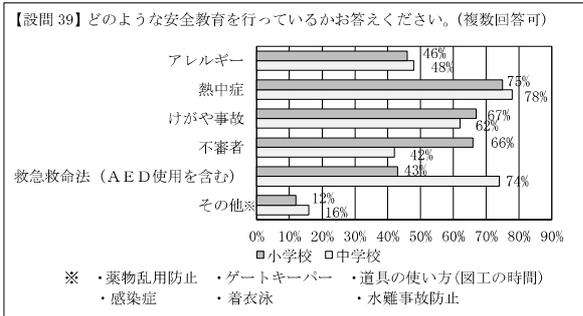
【設問 36】連携して行っている関係機関をお答えください。(複数回答可)



- ※ ・愛知工業大学 ・国立豊田工業高等専門学校 ・隣接するこども園
 ・自衛隊

【考察】さまざまな関係機関と連携が取られていることが分かる。一方で、4割の学校で連携が取られていない。講話、体験学習をはじめ、多様な形式で学習機会を提供することで、児童生徒がより具体的に理解を深めることができるので、関係機関との連携が強く望まれる。

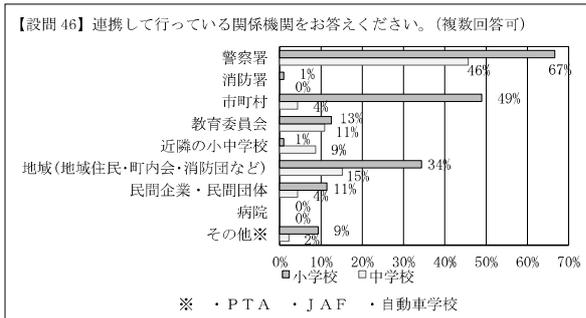
(2) 生活安全について



【考察】多岐にわたり、健康や安全に関する知識とスキルを身に付けさせていることが分かる。児童生徒が身に付けた知識やスキルを活用して自分の命を自分で守れるよう、今後も命に関わる重大事案につながるような熱中症やアレルギー、けがや事故などの予防や対処に関わる安全教育を繰り返し実施することが重要である。

(3) 交通安全について

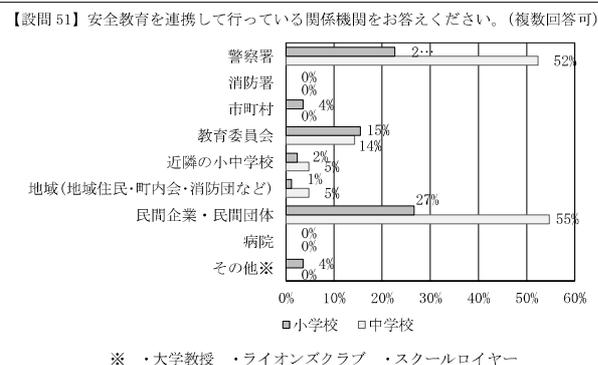
設問 46 は連携していると回答した学校の中での割合



【考察】警察署との連携では、事故事例をもとに、児童生徒に危険性を具体的に示すことができる点が効果的である。体験しながら学ぶ方法や危険が潜む状況を視覚的に把握する方法も有効であり、危険回避能力を養うことができる。

(4) 新たな危機事象について

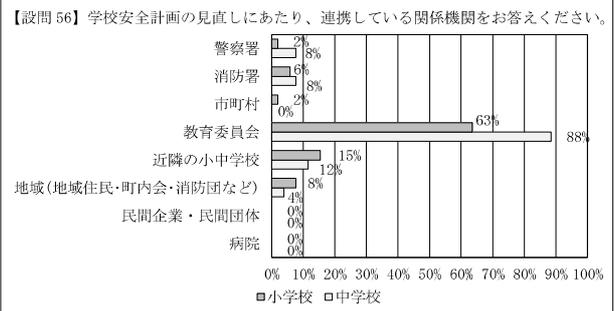
設問 51 は連携していると回答した学校の中での割合



【考察】スマートフォンの使い方やSNSに関する安全教育を民間企業等と連携することにより、専門的な知見に基づいた講話が可能となる。警察との連携では、SNS等における事件やトラブルを示し、危険性を具体的に理解できる。工夫を凝らし、身近に潜む危険を児童生徒に理解させる取組が今後も必要である。

(5) 学校安全計画について

設問 56 は連携していると回答した学校の中での割合



【考察】教育委員会と連携している学校が多い一方で、どの機関とも連携していない学校が半数近く存在する。近年のこれまでに経験したことの無い自然災害の発生状況等を考慮すると、危機管理マニュアルだけでなく学校安全計画についても学校の実状に即して、繰り返し見直していくことは必要不可欠である。より効果的・実践的な学校安全計画にするには、警察や消防署等の関係機関と連携して、情報や専門的な知見を取り入れ、計画を見直すことが必要である。

5 おわりに

「児童生徒の大切な命を守り、安全・安心に生活できる学校を目指して」を研究主題に掲げ、学校安全に関する取組(研修・訓練等)の実態を調査し、その取組の実効性を高めるあり方について探ってきた。本調査研究のまとめをご覧いただき、教職員の危機管理意識の向上を図るとともに、学校安全の実効性を高める一助としていただけると幸いです。そして、いざというとき、「奇跡ではなく訓練や教育」が生きて、児童生徒の安全を守るとともに、児童生徒自身が「自分の命は自分で守る」という意識を高め、安全・安心に生活できることを願っている。

望ましい聴取の例

【子】「先生、あのね」

【先生】「どうした？」

【子】「～された」

【先生】「誰がしたの？」

【子】「××」(加害者)

【先生】「誰にしたの？」

【子】「私に」

【先生】「そうか、よく話してくれたね 一緒に考えようね」

ここまで聴取できたら、子どもの答えだけでなく、先生の質問も含めて記録し、通報、通告をお願いします。

聴取のポイント

- ・子どもに語ってもらうにとどめ、仮説は提示しない
- ・同じ質問を繰り返さない
- ・子どもの言葉を言い換えない(パチンした→叩いた)
- ・「はい・いいえ」で答えられる質問を避ける
- ・「いつ？」や回数、頻度を聞き出そうとしない

教育機関向け

児童・生徒から被害を打ち明けられたら

司法面接を見据えた初期聴取



愛知県警察本部 少年課

名古屋地方検察庁 刑事部

良い発問・悪い発問の例

子どもが負傷している場合

- × ほっぺたが腫れているけど、誰かに叩かれたの？
- ほっぺた、どうした？

子どもから「エッチなことされた」と相談を受けた場合

- × エッチなことされたって、胸とかお尻とか触られたの？
- エッチなことされたって教えてくれたけど、そのこと全部教えて

他の児童から対象の児童が虐待されているとの情報を得た場合

- × あなたが虐待されているって聞いたけど、本当？
- おうちで何か心配なことがある？(第三者からの情報を伝えない聞き方を)

登校途中、おじさんにお尻触られたと相談された場合

- × おじさんって、何歳くらい？ メガネとかしてなかった？
- そのおじさんってどんな人だった？どんなことでもいいから教えて

不適切な発言の例

- ・ 誰にも言わないからお話して(守れない約束をしない)
「誰にも言わないなら話す」と言われたら、「○○さんが安心して勉強できる(暮らせる)ようにするのが先生たちの仕事だよ」「どんなことでも話してね」等と声掛けする。
- ・ 話してくれないと先生困るな。(子どもを責める言葉を使わない)

司法面接とは

平成 27 年から、検察庁・警察・児童相談所では三機関が連携して、児童虐待などの子どもが被害者となる事件を認知した場合

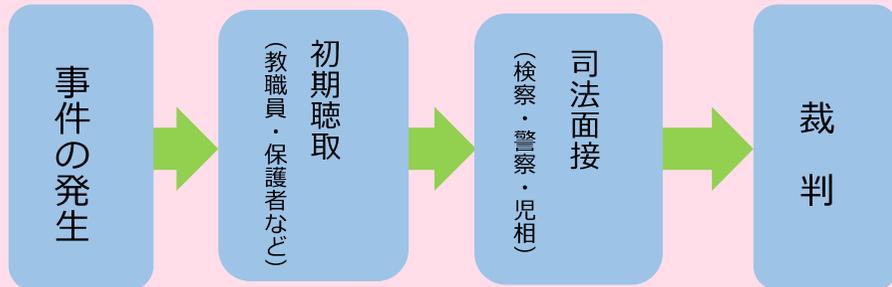
- 聞き取りの回数を減らして子どもの負担を減らす
- 暗示や誘導をしないなどの聴取技法を使用して供述の汚染を防ぐ

ためにトレーニングを受けた三機関の代表者 1 名が録画しながら聞き取りを行う「司法面接」を行っています。(代表者聴取、協同面接とも言います)

面接室



モニタールーム



法改正で、初期聴取のあり方がより重視されます

令和 5 年、刑事訴訟法の一部が改正され、「司法面接」の録画データが、法廷での子ども自身の証言と同様に扱われ得るようになりました。ただし「司法面接」に至るまでの状況(初期聴取)等から相当と認められる場合に限られるため、初期聴取がどのように行われたかが重要です(刑事訴訟法第 321 条の 3)。

聴取の方法が良くないと

初期聴取で、暗示や誘導等の疑われる聞き取りが行われると「司法面接」でせっかく子どもが被害を話しても、不適切な初期聴取の影響を受けている可能性があるとして信用性に疑いを差し挟まれかねず、刑事事件として扱えなかったり不起訴や無罪になったりすることがあり、更に子どもが傷つく可能性があります。

初期聴取に際してのお願い

学校は、子どもにとって、とても大事な場所。信頼する先生、安心できる先生に事件の事などを打ち明けることがよくあります。この時の対応が、その後の子どもの安全に大きく貢献します。最小限の聞き取りで、司法・福祉の専門家につないでください。子どもを守る輪を、一緒に作りましょう。

☑ 速やかな通告・通報を(最小限の初期聴取を)

何らかの被害が疑われる場合は、「誰が、誰に、何をした」程度の簡単な聞き取りにとどめ、児童虐待が疑われる場合は児童相談所へ、その他の被害であれば警察へ通告・通報をお願いします。司法・福祉につないだ後は、自然に温かく子どもを見守ってください。通報・通告の後、更に子どもが話をしたときは、「大事なことから(司法・福祉の担当者)にお話ししよう」などと励ましてください。

☑ 教職員の方に証人出廷の可能性も(できる限り正確な記録を)

今後、裁判において、子どもがどのように最初の報告をしたのか確認するため、教職員の方が証人出廷を求められることも予想されます。裁判では子どもがどの機会に話したのか、どんな質問に対して子どもがどう答えたかがとても重要です。子どもの言葉や先生が質問した言葉、子どもの様子をスマートフォン等で録音するか、難しければメモするなど、できる限り正確に記録するよう、お願いします。

子どもの特性に配慮した初期聴取

子どもは、被暗示性、被誘導性、迎合性が高いため、聴取の方法が良くないと、記憶とは異なる話をしてしまったり、子どもの記憶そのものが変わってしまったりすることがあります。そのため、初期聴取では

- ☑ 子どもは、大人、特に先生など権威性の高い人に迎合しやすい
- ☑ 子どもは、大人に対して「わからない」「知らない」と言いにくい
- ☑ 子どもは、何度も同じ質問をすると答えが変わってしまいがち

などの子どもの特性に注意しつつ

Point1 暗示や誘導を与えない質問を使って

Point2 「誰が、誰に、何をした」程度の簡単な聴取

をしていただくようお願いします。